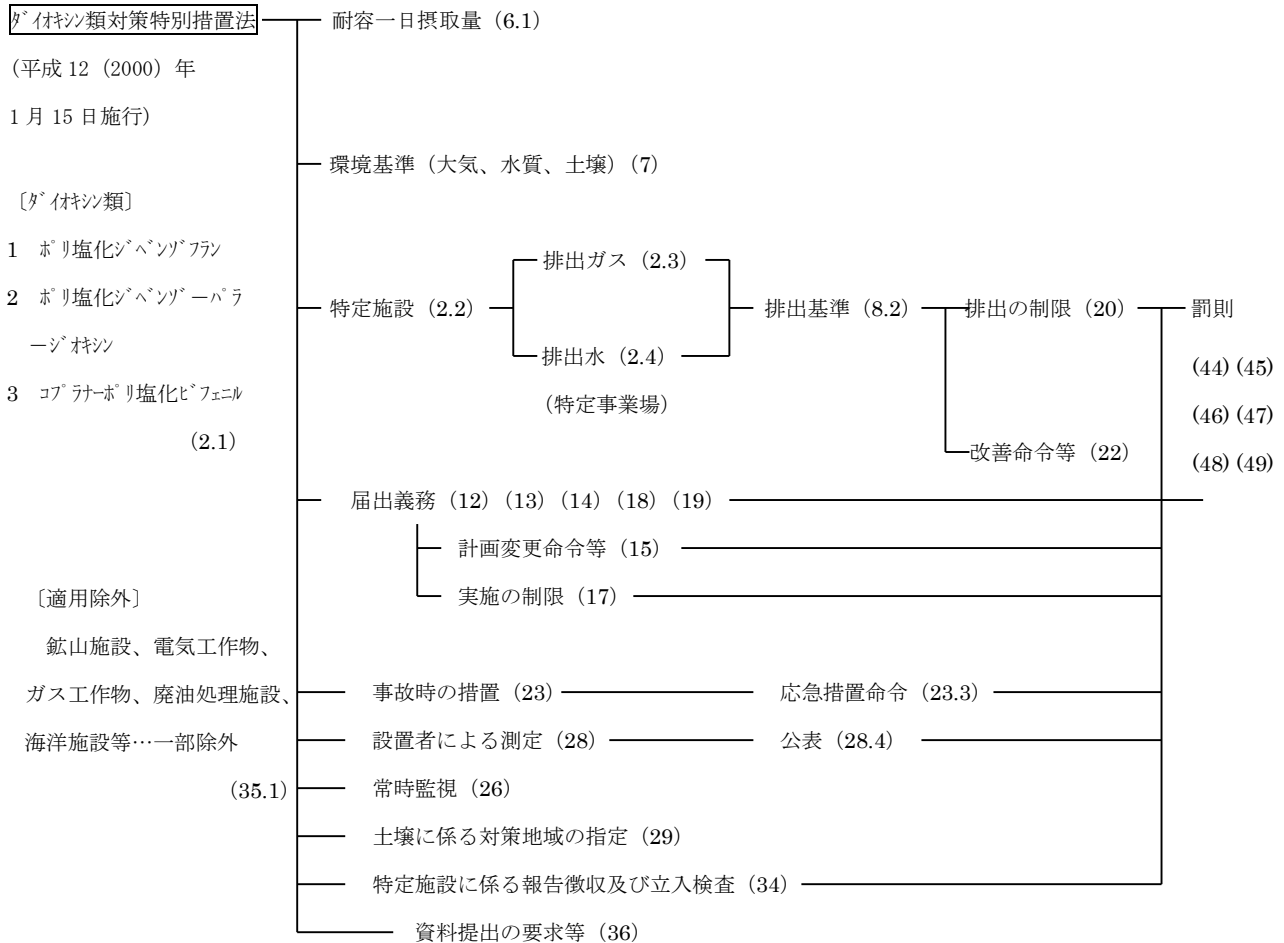


V ダイオキシン類対策

第1 ダイオキシン類関係法令の体系

(注) 図中の () 書は条文である。例えば (2.1) は第2条第1項を示す。



第2 ダイオキシン類対策特別措置法の概要

1 目的（法第1条）

ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図るため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

2 法律の概要

(1) 耐容一日摂取量（第6条第1項）

人の体重1kg当たり4ピコグラム以下で政令で定める値（政令で4ピコグラム）をさします。

(2) 環境基準（第7条）

大気、水質及び土壌についての人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準である環境基準を定めます。（P V-3 環境庁告示参照）

(3) 排出ガス及び排水に関する規制

① 特定施設（第2条第2項）

規制の対象となる施設を政令で指定します。（P V-4 規制対象参照）

② 排出基準（第8条第2項）

ダイオキシン類の排出基準は、排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の削減に係る技術水準を勘案し、環境省令で定めます。

省令で「排出ガス（大気）、排水（水質）に係る排出基準」を設定しています。（P V-5、6 規制基準参照）

(4) 特定施設の設置等の届出、計画変更命令（第12条～16条）

特定施設を設置しようとするとき等には、環境森林事務所等の長又は宇都宮市長に届け出なければなりません。

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、特定施設が排出基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内にその計画の変更又は廃止を命ずることができます。

この計画変更命令等に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

(5) 排出の制限、改善命令（第20条～法第22条）

排出ガス又は排水を排出する者は、排出基準に適合しない排出ガス又は排水を排出してはなりません。

都道府県知事は、特定施設の使用の方法等に対して改善を命じ、又は特定施設の一時停止を命ずることができます。

この改善命令等に違反した場合は、最大で1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

(6) 事故時の措置（第23条）

特定施設を設置している者には、事故時の応急措置が義務づけられています。

また、直ちに、その事故の状況を環境森林事務所等の長又は宇都宮市長に通報しなければなりません。

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、事故により人の健康が損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故の拡大又は再発防止措置を講ずべきことを命ずることができます。

この命令に違反した場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

(7) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等（第24条～第25条）

ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量は、環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならない。廃棄物の最終処分場の維持管理は、環境省令で定める基準に従い、行わなければならない。

(8) 事業者の排出ガス、排出水の測定義務（第28条）

排出基準が適用される施設の設置者は、毎年1回以上、ダイオキシン類による汚染状況を測定し、都道府県知事に報告します。

(9) 汚染された土壌に係る措置（第29条～第32条）

都道府県知事は、土壌についての環境基準を満たさない地域を対策地域として指定し、対策計画を策定します。

(10) 国の計画（第33条）

環境大臣は、事業分野別の排出量の削減目標量や、事業者が講ずべき措置、廃棄物減量化施策などを定める計画を作成します。

(11) 報告及び検査（第34条）

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、法の施行に必要な限度において、特定施設の設置者に報告を求め、又はその職員に特定事業場等に立ち入り、特定施設等その他の物件を検査させることができます。

これに違反した場合は、20万円以下の罰金に処せられます。

ダイオキシン類に係る環境基準（H11（1999）.12.27 告示）

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考		
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成される場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

第3 規制対象

1 大気基準適用施設（別表第1）

1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5㎡以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの

2 水質基準適用施設（別表第2）

1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設

12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第1 第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び同条第13号に掲げる施設
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他の環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

第4 規制基準

1 特定施設に係る排出基準

(1) 大気基準適用施設

（単位：ng-TEQ/m³N）

種類・施設規模			新設施設基準 ※1	既設施設基準 H14.12.1～当分の間
1	鉄鋼業焼結炉		0.1	1
2	製鋼用電気炉 ※2		0.5	5
3	亜鉛回収施設		1	10
4	アルミニウム合金製造施設		1	5
5	廃棄物 焼却炉※2	4 t/h 以上	0.1	1
		2 t/h 以上 4 t/h 未満	1	5
		2 t/h 未満	5	10

※1 「新設施設」とは、平成12（2000）年1月16日以降に設置工事がなされた特定施設をいう。

※2 廃棄物焼却炉（火格子面積2m²又は焼却能力200kg/h以上）及び製鋼用電気炉についての排出基準：平成9（1997）年12月2日以降に設置された施設については、「新設設置基準」と同一の基準値が適用される。

(2) 水質基準適用施設

(単位：pg-TEQ/L)

特定施設の種類の種類		施設基準
1	クラフトパルプ、サルファイトパルプ製造用の塩素系漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造用アセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造用施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス処理施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造施設のうち二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造用（塩化ニトロシルを使用するものに限る）硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造用施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造用施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造用施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設並びに熱風乾燥施設	
12	アルミニウム、アルミニウム合金の製造用溶解炉、乾燥炉又は焙焼炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼用電気炉から発生するばいじん、集じん機によるものからの亜鉛の回収に限る。）用施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収用施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	
16	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類の破壊用施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	上記 1 号から前号及び次号の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	上記 1 号から 17 号までの施設を設置する事業場から排出される水の処理施設	

第5 届出等

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出義務

届出の種類	届出時期	違反した場合の罰則
特定施設設置の届出 (法第12条第1項)	設置工事着手の60日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
特定施設使用の届出 (法第13条第1項)	特定施設となった日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、20万円以下の罰金
特定施設変更の届出 (法第14条第1項)	変更工事着手の60日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
氏名変更等の届出 (法第18条)	変更のあった日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料
特定施設使用廃止の届出 (法第18条)	廃止した日から30日以内	同上
特定施設承継の届出 (法第19条第3項) (特定施設を譲り受け又は借り受けたとき、相続、合併、分割があったときの届出)	承継のあった日から30日以内	同上

注1) 届出書の提出先等

事業場等の所在地	提出先	宛先名	提出部数
宇都宮市内	宇都宮市 環境保全課	宇都宮市長	正本1部、写し1部 (写しは届出者控え)、 計2部
宇都宮市以外	事業場等の所在地を 管轄する環境森林事 務所等の環境対策課	環境森林(管理) 事務所の長	正本1部、写し2部 (写し1部は届出者控え)、 計3部

注2) 適用除外施設(届出関係のみ)

- ・ 鉱山保安法第13条第1項に規定する鉱山施設
- ・ 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- ・ ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物

第6 工場・事業場ダイオキシン類測定結果報告等要領

1 目的

この要領は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）で定める大気基準適用施設（以下「大気施設」という。）及び水質基準適用事業場（以下「水質事業場」という。）の設置者が、大気施設から排出される排出ガス等及び水質事業場から排出される排水について、法に規定するダイオキシン類の測定や測定結果の報告等を行ううえで必要な事項等を定めるものである。

2 測定

(1) 測定を行う施設等

次に掲げる施設等についてダイオキシン類の測定を行う。

ア 大気施設に係るすべての排出口

イ 大気施設のうち、廃棄物焼却炉から排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他燃え殻（以下「ばいじん等」という。）

※ばいじんと焼却灰その他燃え殻は別々に測定する。

ウ 水質事業場のすべての排水口

※生活系排水及び雨水排水に係る排出口については、水質基準適用施設の排水系統と完全に区別されていて、ダイオキシン類を含む汚水が混入しないことが確実な場合は除く。

(2) 測定回数

排出ガス、排水、ばいじん等について、それぞれ毎年1回以上とする。なお、ばいじん等の測定は、排出ガスの測定を行う場合に併せて行う。

(3) 測定方法

法施行規則第2条に規定する方法。

3 測定結果の報告

(1) 報告方法

ダイオキシン類の測定結果報告は、書面により行う。

排出ガス、排水及びばいじん等に係る測定結果は、別添様式1及び法施行規則第3条第1項に基づき換算した測定結果にあつては別紙1、法施行規則第3条第2項に基づき換算した測定結果にあつては別紙2により報告する。

なお、別添様式1における分析年月日の欄には「計量証明書の報告日」を記入する。

(2) 報告時期

測定結果が判明（計量証明書の報告日）次第速やかに報告する。

(3) 報告先等

事業場の所在地	提出先	宛先	提出部数
宇都宮市以外に 所在する事業場	事業場所在地を所管する 環境森林事務所等の 環境対策課	環境森林（管理） 事務所の長	計3部 （1部は事業者控え）

4 測定結果の記録

ダイオキシン類の測定結果については、3年間以上保存する。

5 排出基準不適合時及び事故時の措置

(1) 排出基準不適合時の措置

ダイオキシン類の測定結果が排出基準に適合しないことが判明したときは、直ちに施設の使用を中止し、施設の改善等を行う。

(2) 事故時の措置

ア 特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努める。

イ その事故の状況を、速やかに事業場所在地を所管する環境森林事務所等の環境対策課に通報する。

附 則

この要領は、平成22年5月27日から適用する。

別添様式 1（法施行規則第 8 条）

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

_____環境森林（管理）事務所長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

報告者

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 8 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

表 1 排出ガス

採取年月日及び時刻（開始時刻～終了時刻）	排 出 ガス量 (m ³ N ／日)	排出ガス 中の酸素 濃度 (%)	測定箇所	特定施設の名称 及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/ m ³ N)	試料採取者	分析者	備 考

表 2 排水水

採取年月日 及び時刻	測 定 場 所		特定施設の名称 及び使用状況	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	採水者	分析者	備 考
	名	排 水 量 (m ³ ／日)						

表 3 ばいじん等

採取年月日 及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の名称 及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng- TEQ/g)	試料採取者	分析者	備 考

- 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第 3 条第 1 項に基づき換算した測定結果については、別紙 1 を添付するものとする。
- 3 規則第 3 条第 2 項に基づき換算した測定結果については、別紙 2 を添付するものとする。
- 4 2 以上の測定結果がある場合は、添付する別紙 1 又は 2 のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
- 5 排出ガスにあっては表 1、排水水にあっては表 2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあっては表 3 に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて 1 葉の様式に記載すること。
- 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 7 2 以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- 8 表 3 の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。

別紙 1 (法施行規則別紙 1)

規則第 3 条第 1 項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等 価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8-TeCDF				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF				0.03	
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF				0.3	
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF				0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF				0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF				0.01	
	OCDF				0.0003	
	Total PCDFs	—	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾキシン	2, 3, 7, 8-TeCDD				1	
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD				1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0003	
	Total PCDDs	—	—	—	—	
Total (PCDFs+PCDDs)		—	—	—	—	
コブラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5-TeCB (#81)				0.0003	
	3, 3', 4, 4'-TeCB (#77)				0.0001	
	3, 3', 4, 4'-PeCB (#126)				0.1	
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#169)				0.03	
	2', 3, 4, 4', 5-PeCB (#123)				0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB (#118)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB (#105)				0.00003	
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB (#114)				0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#167)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB (#156)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#157)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB (#189)				0.00003	
	Total コブラナーPCB	—	—	—	—	
Total ダイオキシン類		—	—	—	—	
備考						

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を ng/m³(毒性等量にあつては、ng-TEQ/m³)、排出水の測定結果を記入する場合にあつては、単位を pg/L (毒性等量にあつては、pg-TEQ/L) とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、単位を ng/g (毒性等量にあつては ng-TEQ/g) とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは”ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本産業規格 K0311 又は K0312 又は規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙 2（法施行規則別紙 2）

規則第 3 条第 2 項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備 考

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ ）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、 ng/g （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ ）とする。
- 2 測定方法の項においては、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
- 3 実測濃度の項においては、2 の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
- 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
- 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 6 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。
- 7 用語の定義は、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。